

文京区

BUNKYO GENDER EQUALITY CENTER

男女平等センターだより

2012

No.

70

Topics

「日本政府に対する 再勧告 ——女性差別撤廃条約の フォローアップをめぐって」

Contents

- 「日本政府に対する再勧告
女性差別撤廃条約のフォローアップをめぐって」 2,3
- 国際女性の日 4
- FAOが提唱する開発に向けたジェンダーギャップの解消 5
- プラスワンセミナー 「放射線への不安をなくしましょう」/
「ひと花咲かせるための女の心得帳」 6
- 区のおしらせ 7

2012年3月31日発行

発行 文京区女性団体連絡会 会長 大川米子
〒113-0033 文京区本郷4丁目8番3号
TEL:03-3814-6159 / FAX:03-5689-4534

文京区男女平等センターは
文京区女性団体連絡会(文女連)が
指定管理者として管理・運営しています。

「日本政府に対する再勧告」

—女性差別撤廃条約のフォローアップをめぐって—



・国連女性差別
撤廃委員会委員
・弁護士
林 陽子

1. 30周年を迎えた 女性差別撤廃条約

「世界の女性の憲法」と呼ばれる女性差別撤廃条約は、現在、187ヶ国が締結しており¹⁾、その数は人権条約の中では子どもの権利条約に次いで多いものとなっている。1999年には、女性差別撤廃条約の選択議定書が成立し、人権侵害の被害者が国際機関に申立のできる個人通報制度が始まった。選択議定書²⁾は10ヶ国が締結しているが、日本は先進国の中で唯一、あらゆる条約の個人通報制度に参加していない特異な国となっている。民主党は政権交代選挙（2009年8月の総選挙）の政権公約の中で、人権条約の選択議定書の批准を掲げていたが、今日までのところ、公約が実行されていないのは残念である。

2. 国家報告書締結と フォローアップ

人権条約に加盟した国がどのような条約の要請を国内で実施しているかを監視するメカニズムとして、国家報告制度がある³⁾。これは締約国

に条約の実施状況についての報告書を作成させ、条約機関（女性差別撤廃条約の場合は女性差別撤廃委員会（CEDAW）で報告をさせ、そこでの質疑に基づいて勧告（「最終見解」または「総括所見」と呼ばれる）を受けるという仕組みである。

他方で、締約国はさまざまな条約機関から数多くの勧告を受けるので、優先順位をつけなければ現実の政策の実行は困難である。そのため、条約機関では総括所見の勧告の中から特定の項目をフォローアップ対象として選び、期限を区切って追加の情報締約国に求めることになっている。フォローアップ対象項目は、「条約上の権利の実現にとって主要な障害になっている事項で2年以内に行き可能な課題」であるとされ、CEDAWにより次のような4段階評価で行われている⁴⁾。

- (a) 履行されている (Implemented)
- (b) 一部履行されている (partially implemented)
- (c) 履行されていない (not implemented)
- (d) 回答がない (No response)

3. 日本に対する フォローアップ項目

2009年8月に行われた日本の国家報告書審査の総括所見⁵⁾に関して、CEDAWが日本政府に対するフォローアップ項目として指摘したのは、次の2つであり、これらについて2年以内（2011年8月まで）に回答を提出するよう求められた。

① 民法（家族法）改正

「委員会は、男女ともに婚姻年齢を18歳に設定すること、女性のみに限られている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、および選択的夫婦別氏制度を採用することをその内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、婚外子とその母親に対する民法および戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依拠するのではなく、本条約は締約国の国内法の一部であることから、本条約の規定に沿うよう国内法を整備するという義務に基づくべきであること」を指摘する（総括所見パラグラフ18）

② ポジティブ・アクションの導入

「委員会は、本条約4条1項および委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用および政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する」（総括所見パラグラフ28）

4. 日本政府のフォローアップ 項目への対応

① 民法改正への対応

日本政府は2011年8月に回答書を出して、次のような説明を行った⁶⁾。

・最高裁では、婚外子の相続分差別について合憲の判決がなされているが、近年の判決には遠慮であるとの少数意見がっている。

・2010年1月に法務省は民法および戸籍法の改正法案を準備した。法案は、婚姻年齢の男女同一化、選択的夫婦別氏制度の導入、婚外子の相続分差別解消を内容とするものであったが、閣議決定まで至らなかった。

たので国会には提出されなかった。
第3次男女共同参画基本計画では、夫婦や家族の在り方の多様化や、CEDAWの勧告を踏まえ、婚姻年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について「引き続き検討を進める」とした。

②ポジティブ・アクションへの対応

第3次基本計画が初めて政治分野での女性の参画拡大について新たな目標を掲げ、政党への働きかけを行っている。

公務員については各府庁が女性公務員の採用・登用について拡大計画を策定することとされた。

雇用分野においては均等法に基づきポジティブ・アクションに取り組み企業への情報提供などの支援を行っている。

学術分野においては、女性研究者採用割合について数値目標を掲げ、文科省が女性研究者の出身・子育てと研究の両立支援のための取り組み（研究補助者の採用など）を開始した。

農業委員会において女性委員または役員がひとりもない組織を解消する目標を設定した。また農水省の補助金を支給する際に、男女共同参画社会の形成に向けた施策に配慮することを要件としている。

内閣府の男女共同参画連携会議においてポジティブ・アクション小委員会を発足させ、2020年までに指導的地位にいる女性を30%にする

の政府の目標達成に向けた取り組みを行っている。

5. CEDAWによる日本のフォローアップ評価と「くっつか」の理想

2011年10月にジュネーブで開催されたCEDAW第50会期で日本のフォローアップ審査がなされ、その結果が公表された。⁽¹⁾ まず、パラグラフ28のポジティブ・アクションの導入に関しては、「勧告の履行を歓迎する」(“Encouraged”)との評価がなされ、次回の国家報告書において第3次男女共同参画基本計画の成果について詳細な情報を盛り込むこととされた。次に、パラグラフ18の民法改正については、「一部履行されている」(“Partially Implemented”)の評価がなされ、政府によって準備された法案に留意がなされた一方、この法案では女性の再婚禁止期間の廃止が含まれていないことが指摘され、1年以内の再報告が求められた。

政権交代によっても男女平等政策が遅々として進まない日本に対して、なぜこのように「高い」評価が与えられたのか、という質問をNGOの人たちから受ける。

しかし「どんな人権侵害国でも、進歩があればほめる。逆に、どんな人権先進国であっても、差別があれば批判する」のが、国連の人権メカニズムの大原則である。

今回、日本政府は曲がりなりにも第3次男女共同参画基本計画を策定し、2009年8月の国家報告書審査の時より掲げる政策が前へ進んだことは確かである。CEDAWとしては、これをほめないわけにはいかなかったと思う。

日本のフォローアップ審査が行われた2011年の第50会期は、「アラブの春」の最中であり、会期中にリビアのカダフィ大佐の殺害、ノーベル平和賞をイエメンやリベリアの女性たちが受賞するという歴史的なドラマが日々繰り広げられていた。委員の気持ちの多くが民主化闘争に立ちあがるアラブの女性たちに奪われていたことも、日本の女性運動には不利に働いたかもしれない。

6. これからの課題

では、日本のNGOはこれからどのような運動の戦略を立てていけばよいのか、いくつかの個人的な提言をしてまともに代えたい。

まず、日本政府に対しては、CEDAWに履行を約束した第3次男女共同参画基本計画の完全な実施を求めていくべきである。

またNGOの能力向上ももっと必要だろう。相手に伝えたい情報を、国連公用語でどのように収集し伝達していくのか、さらなるレベルアップが必要である。

CEDAWの作業内容の改善につ

いても、日本の市民社会から声を出してほしい。そもそも条約を作ったのは国連加盟国であり、自分たちが作らせた条約の履行監視にはそれにふさわしい予算・人員の手当てをすべきである。

(1) 女性差別撤廃条約に加盟していない主な国は、米国、スーダン、イラン、ソマリアである。オバマ政権は加盟を公約し、上院での公聴会が開催されたが、具体的な手続が進んでいない。プロ・ライフと呼ばれる妊娠中絶反対派の人々が、女性差別撤廃条約に入ると中絶が女性の権利として認められるようになる、といった批准反対のキャンペーンを展開していることが大きな原因の一つである。

(2) 個人通報制度とは、条約上の権利を侵害されたと主張する個人(または個人の集団)が条約機関に救済を求める制度である。

(3) 「政府報告書審査」という言い方もあるが、条約を遵守するのは締約国の行政、立法、司法を含めたすべての機構であり、「政府報告書」という表現は行政権のみを対象としているような印象を与えるので、最近では国家報告書と表記する方法が採り入れられている。

(4) 国連文書番号

HR/CIM/WGFL/2011/2

(5) 日本政府のフォローアップ報告書は、外務省のサイトを参照。
<http://www.mofa.go.jp/mofa/e/eko/oa/kenkaio/>

(6) CEDAWからのフォローアップ評価の書籍も右(5)の外務省サイトに掲載されている。



国際女性の日(3月8日)

2012年国際女性の日 「農山漁村部の女性のエンパワメント: 飢餓と貧困の根絶」

潘基文(バン・ギムン)事務総長メッセージ

ジェンダーの平等と女性のエンパワメント(地位向上)は、世界中に広がっています。国家や政府の長となる女性がこれまでで最も多くなり、政府閣僚を務める女性の割合もかつてないほど高くなっています。ビジネスにおいても、女性は大きな影響力を持ち始めています。より多くの女兒が学校に通い、より健康に育ち、自分たちの能力を発揮できるようになってきました。

こうした機運にも関わらず、女性と女兒が生まれながらに持ち、人間らしい暮らしを保障してくれるであろう基本的権利、自由、そして尊厳を謳歌していると言えるまでには、まだ長い道のりがあります。それが最も顕著なのが世界の農村部です。今年の国際女性の日には農村の女性と女兒に焦点を当てていますが、彼女たちは世界人口の4分の1を占めながら、所得や教育から保健や意思決定への参加に至るまで、すべての経済・社会・政治指標において常にあらゆる面で最下位にあります。

5億人近い小規模農場主と土地を持たない労働者の中で、農村女性は農業労働力の主な担い手となっています。彼女たちは農村部において無報酬のケアの仕事の大半を担っています。しかし、農村女性はいまだにその潜在能力を発揮することを妨げられています。もし農村女性が生産的資源に対して平等のアクセスを得ることができれば、農業生産は4%上昇し、食と栄養の安全保障が強化され、1億5,000万もの人々が飢餓から解放されるでしょう。また農村女性がチャンスを与えられれば、全世界で2億人近い子どもが影響を受けている成長阻害という隠れた悲劇の拡大を終わらせることもできるでしょう。(一部抜粋)

UN Women事務局長ミシェルバチュレ氏プレスリリースより

UN Womenが発足して一年たったことを踏まえて41カ国からなる執行理事国により定められた、6つの優先事項を軸に、1年目の主要な活動と2012年の計画を発表しました。(http://japan.unwomen.orgより抜粋)

第1は、女性の政治参画とリーダーシップの拡大

歴史的な転換期を迎えた今、女性を除外することはできません。政治の舞台への女性の全面的かつ平等な参画が、民主主義と正義の基本であり、人々が求めていることでもあります。

第2は、女性の経済的エンパワメントの強化

女性なくして健全な経済は成り立ちません。しかし現在、経済活動に十分に参画する機会やそのための教育や研修を受けられない女性が8億人を越えています。女性のもつ経済的潜在能力を解き放てば、経済成長と経済回復の速度が高まり、より公平なものになります。経済的エンパワメントにより、女性は他の権利も手に入れることができます。

第3は、女性と女兒に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性だけの問題ではありません。私たちひとりひとりの尊厳を傷つけ、その社会的、経済的な損失は途方もなく大きいものです。そしてそれは避けられないものではなく、未然に防ぐことができます。

第4は、和平交渉、平和構築、復興における女性の役割の拡大

女性は紛争の被害者である以上に、平和と民主主義のリーダーです。このメッセージは、2011年のノーベル平和賞が3人の女性に与えられたとき、述べられました。

第5は、女性と男性が平等に恩恵を得る予算と計画の策定

予算は政治的な最優先課題を反映します。ジェンダーのレンズを通して予算を見てみると、公共配分がどのように女性に恩恵を与えられるかが明らかになります。

第6は、ジェンダー平等のための、国連システム全体での調整と説明責任の強化

UN Womenは各国政府から、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへの取り組みにおいて国連システムを主導、調整するとともに、その説明責任を強化するよう求められています。

FAOが提唱する開発に向けた ジェンダーギャップの解消

(独) 国際農林水産業研究センター 山岡 和純



近年、国際社会においても、女性と男性の性差による社会的、経済的な差別や機会の不平等の解消、男性に対する女性の相対的な地位向上の取り組みが、益々盛んになってきています。国際連合においても、2010年7月2日の国連総会決議により、これまで個別にジェンダー平等問題に取り組んできた4つの女性関連専門機関を統合して、UN Women (ユエヌ・ウイメン=United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)の略称)を発足させました。

統合以前の4つの専門機関とは、以下の通りです。

- ・DAW (国連女性の地位向上部)
- ・INSTRAW (婦人の地位向上のための国際訓練研究所)
- ・OSAGI (ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室)
- ・UNIFEM (国連女性開発基金)

UN Womenの役割は、4つの専門機関が担っていた機能を引き継ぎ、政府間協議機関である女性の地位委員会などの政策、世界的規準・規範の策定の支援、国連加盟国によるこれらの規準の施行、技術的・財政的支援を必要とする国々の支援、市民社会との効果的なパートナーシップ形成の援助、ジェンダー平等に関する約束を履行する国連機関の説明責任を負うことであるとされています。

これを契機に、世界の様々な分野において、女性の問題が大きく取り上げられることが多くなりました。例えば、国連食糧農業機関 (FAO) は、農業や食料の問題を扱う国際連合の専門機関です。世界人口70億人の約8割、58億人が暮らす発展途上国では、今でも農業は多くの人々を養うとても重要な産業です。FAOは毎年、世界の食料問題や農業生産・流通・消費の問題について年次報告を公表しています。その最新版「The State of Food and Agriculture 2010-11」は、メインテーマに「農業における女性 開発に向けたジェンダーギャップの解消」を掲げています。

世界の食料問題と言えば、2008年以降の二度にわたる世界市場における食料価格の異常な高騰が耳目を集めています。国際市場における世界の食料価格は、図-1に示すように、2002年～2004年の平均を100とした場合に、2008年にはその2倍以上の224.4ポイントを記録し、その後一旦下落して落ち着いたものの2010年に再高騰し、2011年2月には237.9ポイントを記録しました。2011年12月現在でも211.0ポイントと、高騰した価格の高止まりが続いています。



こうした食料価格の高騰というホットイシューを差し置いて、FAOの最新版年次報告書は、本文全体の約3/4のページ数を「農業における女性」の問題に充てています。その概要は、まず、世界各地の農業における女性の仕事とジェンダーギャップを検証し、両性の生産性を比較しジェンダーギャップを解消することで得られる社会的・経済的利益を示しています。そして、土地、労働市場、金融、技術などの各部門で、ジェンダーギャップを解消するための方法論が展開されています。

本報告書の原文はFAOのウェブサイトからダウンロードできますが、つい最近、その日本語訳が、「世界食料農業白書2010-11報告」として出版され、JAICA (国際農林業協働協会) のウェブサイト (下記) から全文を無料でダウンロードできますので、ご関心のある方は一読をお勧めいたします。

http://www.jaicaf.or.jp/fao/publication/shoseki_2012_1.htm

「放射線への不安をなくしましょう」

放射線の基礎知識から

日時：平成24年2月28日（火）午後1時半
講師：東都生活協同組合 安全・品質管理部部長

新谷 喜久夫さん（第2種放射線取扱主任者）



東日本大震災からまもなく1年を迎えようとしている。震災後福島での原発事故は私たちの生活に目に見えない不安を与え続けている。今回は生協の安全・品質管理部の部長で放射線の検査や測定をされている新谷喜久夫さんを講師に初心者から専門知識のある方までQ&A方式でのわかりやすい80分のお話でした。ニュースや新聞などに頻繁に出てくるようになった放射線漏れや放射性物質ヨウ素131、セシウム137、ストロンチウム90など1年前の生活に必要ななかった言葉や記号の解説を基礎から丁寧に説明されました。また、どのような検査をして安全を確認しているのか、会場でサーベイメーターによる測定も行いました。新谷さんはチェルノブイルの事故以来、生協で食料の放射能検査を23年間地道に続けられてきました。東海村の臨界事故の時も、福島の時も私たちの口にする農産物を事前に検査し、消費者へ安全性の確認をして来たことはNHKなどで取材されています。今回も、学習会が始まる前に男女平等センターの入り口周辺や土壌の付近をサーベイメーターで測定し、空気中よりも土壌や雨水の溜まる場所が高い数値が出

る事などを事例として取り入れて説明されました。今までは医学系の学生が学ぶ程度でほとんどの人が知らない事だった放射能。

最後に「私たちはどう放射能と向き合うか」として、このリスクと管理を今後どう説明するのか？その上で放射性物質を環境中に大量にばらまいた事の①未来に対する責任を持ち続ける②原発の早急な収束③被曝を減らす努力の実践④汚染地域の除染⑤手厚い健康管理プログラムの実践によるリスクの最小化を伝え「過度に恐れず、事態を侮らず、正しく理解し、理性的に怖がる」と言う言葉で学習会をまとめました。想定外と言う言葉で逃げてきた事実への反省を込め、正確に理解、学習出来た充実の2時間でした。

（企画部 福永 喜美代）

プラスワン+1セミナー

「ひと花咲かせるための女の心得帳」 元気な女がみんなを幸せにする

日時：平成24年3月13日（火）午後1時半
講師：NPO法人生活企画シェフリー理事長

渡辺 美恵さん



講師の渡辺さんは西東京市を基盤に「女と男の今と未来の応援団」をキャッチフレーズに男女平等参画社会の推進に様々なプロジェクトを展開し、老若男女市民の人権擁護と幸福追求に活動しておられます。今回のセミナーも今までの活動の体験やご自身の生活から大変分りやすく説得のあるお話を頂きました。タイトルのひと花咲かせるためのどんな話が聞けるのか、参加された方はそれぞれ期待をしながら、話の展開に引き込まれていったのではないかと感じました。ふたりペアになってお互いの良いところ探しをすることになり、ほめる、ほめられるというコミュニケーションをすることで、輝く自分探しをしました。また、愛という呪縛、信頼と甘えの錯

綜、当たり前と思っていたことが、不自由を自分で取り込んでいたことに思い知らされました。2007年から始まった団塊世代の定年男性を自立生活に目覚めさせていけるかどうか、我が家も間もなく年金世代に突入することを考えると、やはり私の本気度が鍵になると心得て取り組んでいきたいと思いました。渡辺さんの言葉に「元気な女とは、身体の健康だけを基準にしたものではなく、物の見方考え方のバランス感覚を含めた好奇心旺盛な女性のことです。」とありました。この言葉に勇気をもらいました。

（企画部 山村 君江）

